# 日本消防検定協会が委託して制作した冊子及びチラシの使用許可要領

## １　目的

日本消防検定協会（以下「協会」という。）が、一般財団法人日本防火・危機管理促進協会及び一般財団法人日本防火・防災協会に委託して制作した２の冊子及びチラシ（以下「冊子等」という。）について、全国の消防本部が住宅防火対策普及促進活動のために無償で使用できるようこの要領によって許可することとし、もって、住宅防火対策の推進に資することを目的とする。

## ２　使用を許可する冊子等

(1)　「火災はこうして起きる！！」
(2)　「改訂　火災から命を守る」
(3)　「住宅用火災警報器」普及啓発チラシ　（Ａ４判）
(4)　「住宅用火災警報器」普及啓発チラシ　（Ａ５判）
(5)　「家族を守る　住宅火災の注意点」
(6)　「高齢者を住宅火災から守ろう」
(7)　「住警器交換及び電池交換促進啓発用チラシ（縦 98mm×横 180mm　両面）
(8)　「改訂 火災から命を守る（２０２１年度版）」
(9)　「住宅防火いのちを守る１０のポイント」

## ３　使用許可の方法

(1)　協会は、協会のホームページに４の使用許可条件を満たした場合には、２の冊子等の使用を許可する旨を掲載する。
(2)　協会のホームページに掲載する冊子等の電子ファイルは、次の形式とする。
　①　電子ファイルの形式：ＰＤＦ形式
　②　電子ファイルの制限：編集不可、コピー不可、印刷不可
(3)　２の冊子等の使用を希望する消防本部は、別紙１の「冊子・チラシの使用許可申請書」を電子メールによって協会に送信するものとする。
(4)　協会は、(3)の電子メールを受信し、４の使用許可条件を満たしている場合には、別紙２の「冊子・チラシの使用許可通知書」をもって使用許可を通知するとともに、
　(2)の②の電子ファイルの制限から印刷不可を解除したＰＤＦ形式の電子ファイルを電子メールによって申請者に送信するものとし、使用許可条件を満たしていない場合には、別紙３の「冊子・チラシの使用不許可通知書」をもって使用を許可しない

## ４　使用許可条件

ルによって申請者に送信するものとする。
冊子等の使用許可条件は、次のとおりとする。
(1)　冊子等の著作権は、協会に帰属する。したがって、協会に無断で使用、転用、転載等をしてはならない。
(2)　冊子等の使用は、住宅防火対策普及促進活動等の目的での使用に限るものとし、次の事項に該当する場合には、使用を許可しない。
　①　使用目的に、商業目的が含まれるとき。
　②　公序良俗に反するとき。

③　協会の業務に誤解を与えるとき。
④　協会の組織イメージや信用度を低下させる可能性があるとき。

(3) 冊子等のデザインの改変や一部使用等をしてはならない。ただし、協会が認める場合はこの限りでない。

(4) 協会は使用者が本冊子等を使用したことによって生じるいかなる損害等についても、責任を負わない。

(5) 協会は、この要領に基づき使用を許可したことを公表することがある。